

居宅介護支援重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「説明書」は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令38号）」第4条の規定に基づき、居宅介護支援契約の締結に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1. 事業所の所在地等

名称	鳥羽市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
介護保険指定事業番号	三重県指定 2470900016
所在地	三重県鳥羽市大明東町2番5号
連絡先	電話 0599-25-1188 FAX 0599-25-1117
事業所の通常の事業実施地域	鳥羽市

2. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的にしています。

(2) 運営方針

利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的、かつ、効率的に提供されるよう、公正・中立な指定居宅介護支援を行います。

(※居宅サービスの計画にあたって介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、計画原案に位置付けた居宅サービス事業者の選定理由の説明を受けることができます。)

3. 事業所の職員体制

サービスの種類・業務内容	職種	人員
事業所の従事者の管理及び業務の管理	管理者	1名
居宅介護支援に関すること	介護支援専門員	1名以上

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。(ただし、国民の休日に関する法律に規定する日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

5. 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用

(1) 支援の内容・・・次の手順に沿って行います。

要介護認定



ケアプランの作成依頼（居宅介護支援契約書作成）



課題分析（アセスメント） 本人や家族に自宅において面接し、抱えている問題点や課題を分析します。



計画の原案作成



サービス担当者会議の開催・連絡調整 サービスの提供に関する調整を行います。



介護サービス計画の作成 利用者の希望や心身の状況を考慮し、サービスの目標・種類・内容・利用料等を検討します。



利用者の同意 計画が利用者の希望に沿っているか確認します。



サービス事業者との契約 サービスの内容や利用料を確定します。



サービスの提供・給付管理業務

(2) 利用料（介護サービス計画作成料）

要介護（要支援）認定を受けられた方は、全額介護保険より負担されますので、個人負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき、下記の金額をお支払いいただき、当事業所が発行した指定居宅介護支援提供証明書及び領収証を鳥羽市役所健康福祉課長寿介護係に提出して下さい。

		詳細	利用料	
単 位 基 本	居宅介護支援費(I)	要介護1・2	10,860円	
		要介護3・4・5	14,110円	
加 算	初回加算	初回サービス計画作成加算	3,000円	
	通院時情報連携加算	ケアマネジャーが診察時に同席し医師から情報提供を受けた上で居宅サービス計画等に記録する。利用者1人につき1月に1回	500円	
	入院時情報連携加算	入院時情報連携加算(I)	2,500円	
		入院時情報連携加算(II)	2,000円	
	退院・退所加算	カンファレンスなし	1回	4,500円
			2回	6,000円
		カンファレンスあり	1回	6,000円
			2回	7,500円
			3回	9,000円
	ターミナルケアマネジメント加算		4,000円	
利用者の担當時等にケアマネジメント業務を行っていたが利用者の死亡等によりサービス利用に至らなかった場合		居宅介護支援費を算定可		
緊急時等居宅カンファレンス加算	月2回を限度	2,000円		

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通り別紙にてお知らせします。

- ① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の各サービスの利用割合(別紙参照)
- ② 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合(別紙参照)

(3) 介護支援専門員の交通費(調査・訪問)

鳥羽市にお住まいの方は、無料ですが、市外の方は交通費の実費が必要となります。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も同様とします。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。又、利用者の家族の個人情報についても、同様とします。

(3) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、厳重に管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

7. 虐待防止のための措置

利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施

8. 衛生管理等

事業所において感染症が発生、まん延しないよう適切な対応を行い、市町村と連携を図っていきます。

9. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生等において、利用に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。

10. 介護支援業務に関する相談、苦情について

居宅介護支援及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスに関する相談・苦情に対応します。

【事業所の窓口】 鳥羽市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	所在地 三重県鳥羽市大明東町2番5号 電話 0599-25-1188 FAX 0599-25-1117 受付時間 8:30~17:15 苦情受付 担当者 松本さや香 責任者 前田康裕
--	--

【公的機関】

【市町村の窓口】 鳥羽市役所健康福祉課 長寿介護係	所在地 三重県鳥羽市大明東町2番5号 電話 0599-25-1186 FAX 0599-25-1154 受付時間 8:30~17:15
--	---

【公的団体の窓口】 三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	所在地 三重県津市桜橋2丁目96番地（三重県自治会館内） 電話 059-222-4165 FAX 059-228-5319 受付時間 9:00～17:00
---	---

1.1. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

重要事項説明年月日

令和 年 月 日

以上の内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38条）」第4条の規定に基づき、利用者説明を行いました。

事業者	所在地	三重県鳥羽市大明東町2番5号
	名称	社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会
	代表者名	会長 中村 幸照
	事業所名	鳥羽市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
	説明者氏名	印

重要事項説明確認書

別紙の内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38条）」第4条の規定に基づいた説明を、事業者から確かに受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印